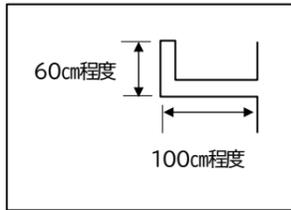
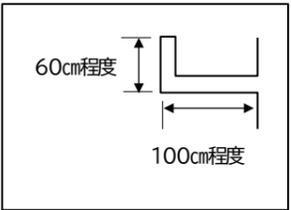


旧	新
◆ も く じ ◆	◆ も く じ ◆
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 風致地区のあらまし</li> <li>  (1) 風致地区とは ..... 2</li> <li>  (2) 許可が必要な行為 ..... 2</li> <li>  (3) 申請手続きの流れ ..... 2</li> <li>  (4) その他 ..... 2</li> <li>2 風致地区内における行為の許可基準と申請添付<del>図面</del></li> <li>  (1) 建築物の建築 ..... 3</li> <li>  (2) 工作物の新築等 ..... 6</li> <li>  (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 ..... 7</li> <li>  (4) 木竹の伐採 ..... 9</li> <li>  (5) その他の行為について ..... 9</li> <li>  (6) その他 ..... 9</li> <li>3 植栽計画について ..... 10</li> <li>4 完了届について ..... 11</li> <li>5 申請書等の記入例 ..... 12</li> <li>6 横浜市風致地区一覧表 ..... 18</li> <li>7 横浜市風致地区配置図 ..... 19</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 風致地区のあらまし</li> <li>  (1) 風致地区とは ..... 2</li> <li>  (2) 許可が必要な行為 ..... 2</li> <li>  (3) 申請手続きの流れ ..... 2</li> <li>  (4) その他 ..... 2</li> <li>2 風致地区内における行為の許可基準と申請添付<del>図面</del><b>図書</b></li> <li>  (1) 建築物の建築 ..... 3</li> <li>  (2) 工作物の新築等 ..... 6</li> <li>  (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 ..... 7</li> <li>  (4) 木竹の伐採 ..... 9</li> <li>  (5) その他の行為について ..... 9</li> <li>  (6) その他 ..... 9</li> <li>3 植栽計画について ..... 10</li> <li>4 完了届について ..... 11</li> <li>5 申請書等の記入例 ..... 12</li> <li>6 横浜市風致地区一覧表 ..... 18</li> <li>7 横浜市風致地区配置図 ..... 19</li> </ul>
<p>この風致地区の手引きは、横浜市風致地区条例に関する制度の概要と、許可の手続きについてまとめたものです。</p> <p>詳細については、横浜市風致地区条例、横浜市風致地区条例施行規則、横浜市風致地区条例審査基準の本文を参照して下さい。</p>	<p>この風致地区の手引きは、横浜市風致地区条例に関する制度の概要と、許可の手続きについてまとめたものです。</p> <p>詳細については、横浜市風致地区条例、横浜市風致地区条例施行規則、横浜市風致地区条例審査基準の本文を参照して下さい。</p>

旧	新
<b>2 風致地区内における行為の許可基準と申請書添付<sup>図面</sup></b>	<b>2 風致地区内における行為の許可基準と申請書添付<sup>図書</sup></b>
<p><b>(1) 建築物の建築</b></p> <p>ア 略</p> <p>イ 許可の基準 建築物を建築する際は、風致地区の種別ごとに表1及び色彩、植栽の規定が適用されます。</p> <p>(略)</p> <p><b>(7) 建蔽率</b> 風致地区の種別ごとに表1(7)の建蔽率が適用されます。また、その算定方法は、建築基準法による算定方法と同様ですが、建築基準法による建蔽率の緩和は適用できません。 緩和規定については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p> <p>(i) 略</p> <p><b>(9) 外壁後退</b></p> <p>a 風致地区の種別ごとに表1(9)の外壁後退が適用されます。 ※施工誤差により、外壁後退に抵触することがないように、余裕を持った計画としてください。やむを得ず、後退距離に余裕が持てない場合には、施工者へ注意喚起するためのコメントを図面に記載してください。</p> <p>b 対象物について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び建築物の部分で壁面、柱、屋外階段、バルコニー、ベランダ、玄関庇の柱、袖壁、出窓、戸袋、大型の給湯設備などが対象となります。</li> <li>軒、庇（フラットルーフは立ち上がり60cm程度、奥行き100cm程度までのもの【<a href="#">図1</a>参照】）、建築物とは別構造のウッドデッキ等、面格子、簡易なフラワーボックス、窓の手摺り、戸袋のないレール式及びシャッター式の雨戸などは原則として対象外です。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>【<a href="#">図1</a>】フラットルーフ</p> </div> <p>c 緩和できる部分について</p> <p>(a) 外壁後退線より突出する部分の、外壁等の中心線の長さの合計が、1敷地につき3m以下のもの。ただし、当該部分の後退距離は、表1(9)の2分の1以上とします。【<a href="#">図2-①</a>、<a href="#">図3</a>参照】 建築物設計書（第2号様式）には、敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入し、配置図には中心線の長さの計算式、及び敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入してください。 【<a href="#">図2</a>、<a href="#">図3</a>参照】</p>	<p><b>(1) 建築物の建築</b></p> <p>ア 略</p> <p>イ 許可の基準 建築物を建築する際は、風致地区の種別ごとに表1及び色彩、植栽の規定が適用されます。</p> <p>(略)</p> <p><b>(7) 建蔽率</b> 風致地区の種別ごとに表1(7)の建蔽率が適用されます。また、その算定方法は、建築基準法による算定方法と同様ですが、建築基準法による建蔽率の緩和は適用できません。 緩和規定については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p> <p>【<a href="#">図1</a>参照】</p> <p>(i) 略</p> <p><b>(9) 外壁後退</b></p> <p>a 風致地区の種別ごとに表1(9)の外壁後退が適用されます。 ※施工誤差により、外壁後退に抵触することがないように、余裕を持った計画としてください。やむを得ず、後退距離に余裕が持てない場合には、施工者へ注意喚起するためのコメントを図面に記載してください。</p> <p>b 対象物について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び建築物の部分で壁面、柱、屋外階段、バルコニー、ベランダ、玄関庇の柱、袖壁、出窓、戸袋、大型の給湯設備などが対象となります。</li> <li>軒、庇（フラットルーフは立ち上がり60cm程度、奥行き100cm程度までのもの【<a href="#">図2</a>参照】）、建築物とは別構造のウッドデッキ等、面格子、簡易なフラワーボックス、窓の手摺り、戸袋のないレール式及びシャッター式の雨戸などは原則として対象外です。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>【<a href="#">図2</a>】フラットルーフ</p> </div> <p>c 緩和できる部分について</p> <p>(a) 外壁後退線より突出する部分の、外壁等の中心線の長さの合計が、1敷地につき3m以下のもの。ただし、当該部分の後退距離は、表1(9)の2分の1以上とします。【<a href="#">図3-①</a>、<a href="#">図4</a>参照】 建築物設計書（第2号様式）には、敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入し、配置図には中心線の長さの計算式、及び敷地境界線から当該部分までの最短有効距離を記入してください。 【<a href="#">図3</a>、<a href="#">図4</a>参照】</p>

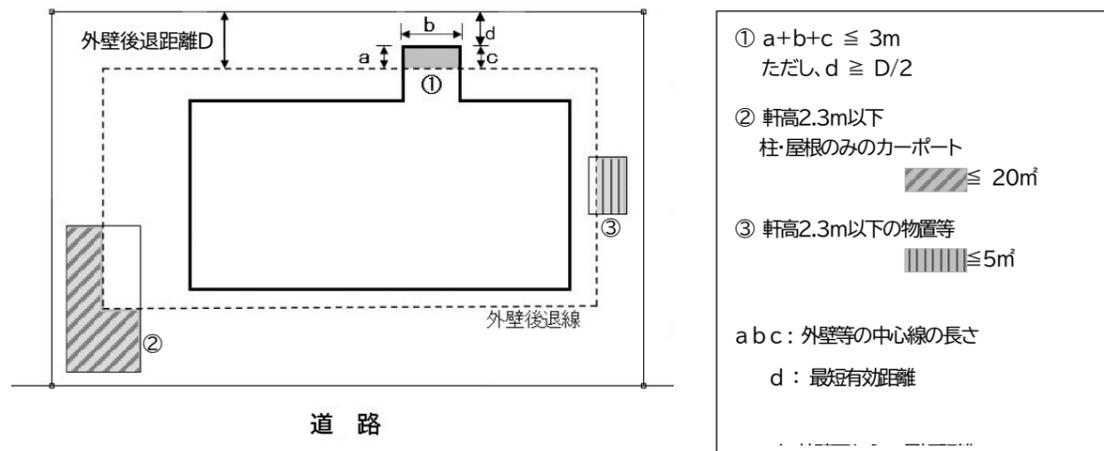


【[図1](#)】太陽光発電設備等を設置した建築物における建蔽率の緩和のイメージ

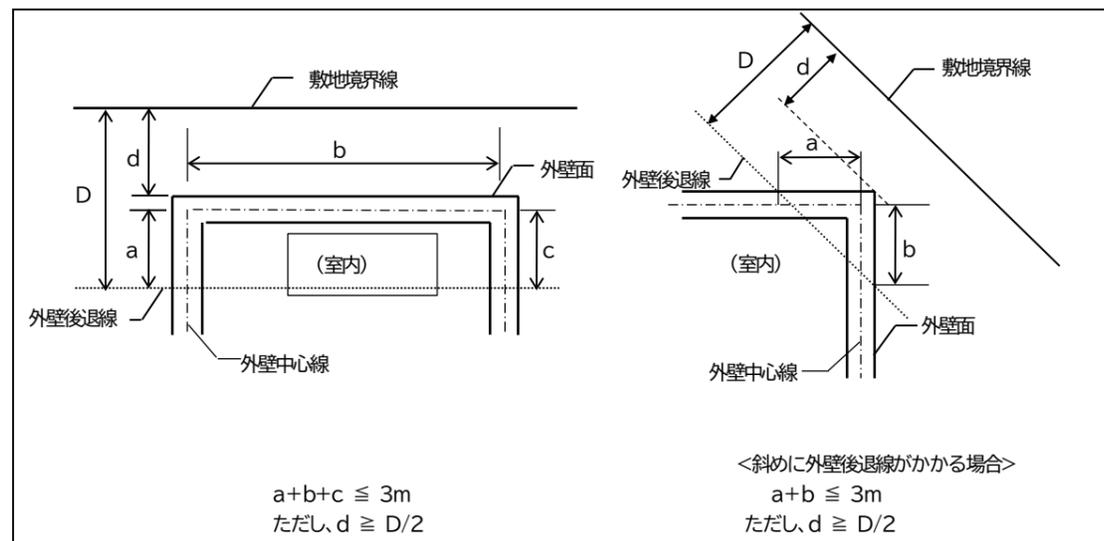
旧

(b) 車庫等で、軒の高さが2.3m以下かつ、柱と屋根のみで建築されていて、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が20㎡以内のもの。【図2-2参照】

(c) 物置等で、軒の高さが2.3m以下かつ、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が5㎡以内のもの。【図2-3参照】



【図2】外壁後退を緩和できる部分

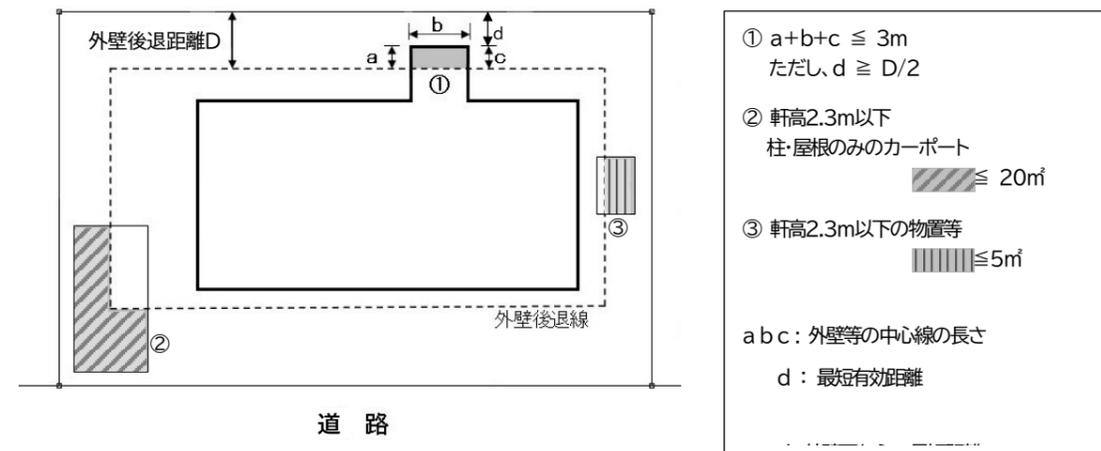


【図3】外壁等の中心線の長さの測り方

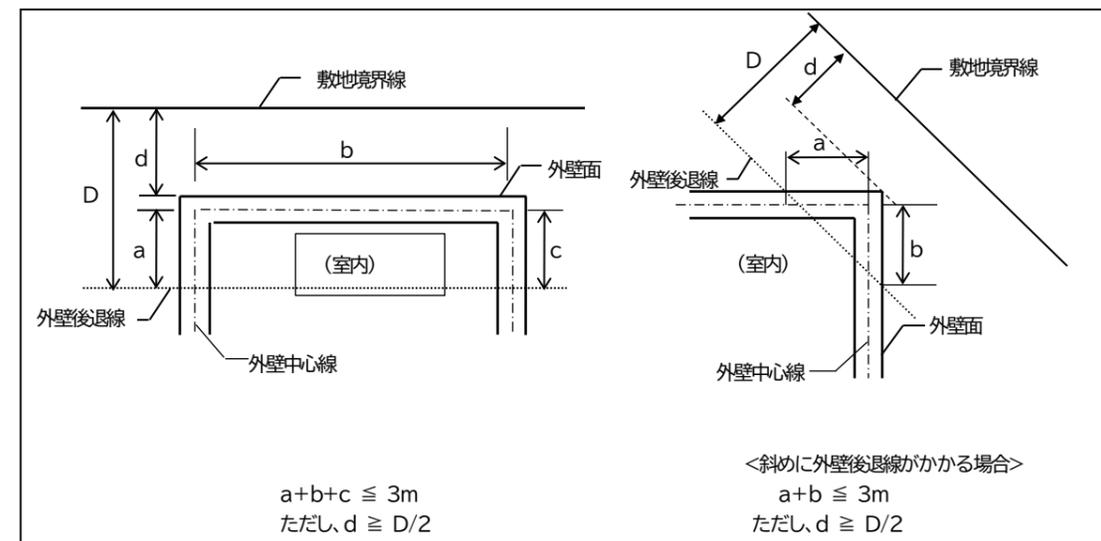
新

(b) 車庫等で、軒の高さが2.3m以下かつ、柱と屋根のみで建築されていて、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が20㎡以内のもの。【図2-2参照】

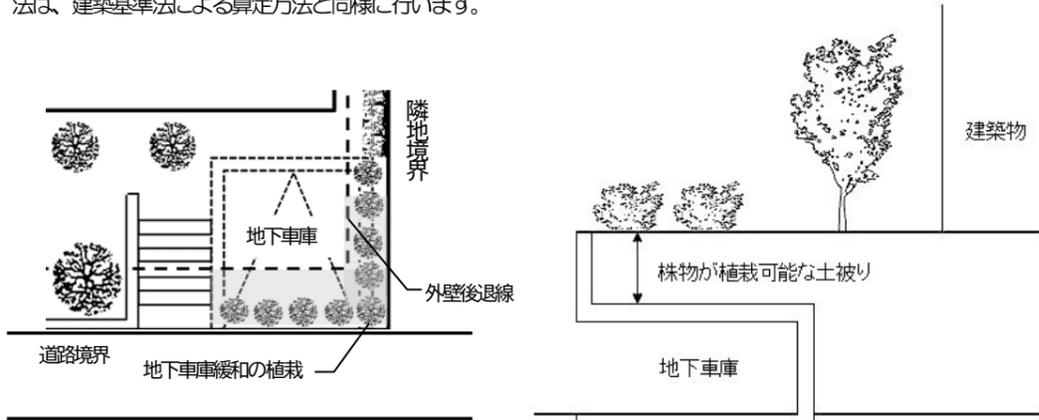
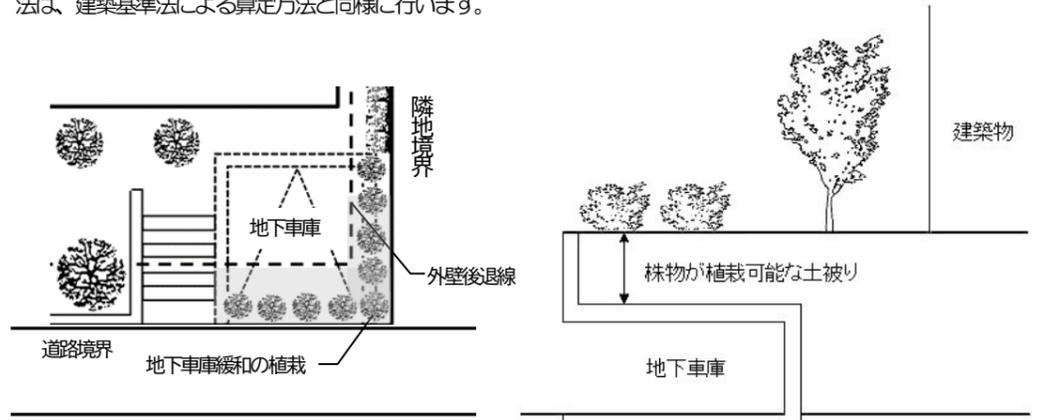
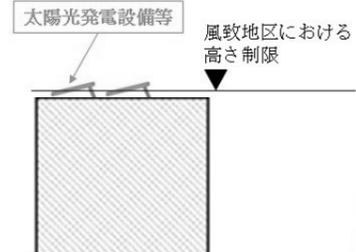
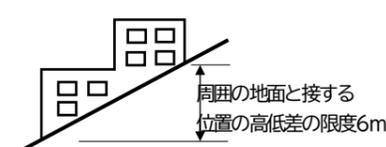
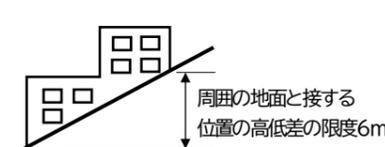
(c) 物置等で、軒の高さが2.3m以下かつ、外壁後退線より突出する部分の水平投影面積の合計が5㎡以内のもの。【図2-3参照】



【図2】外壁後退を緩和できる部分



【図3】外壁等の中心線の長さの測り方

旧	新
<p>(d) 地下車庫で、車庫上部の外壁後退線と敷地境界線の間に植栽したもの。ただし、宅地地盤面より地下車庫が突出しないものに限る。【図4参照】</p> <p>※ 当該緩和は建築基準法と取り扱いが異なります。また当該外壁後退の緩和部分であっても、建築面積及び床面積の算定方法は、建築基準法による算定方法と同様に行います。</p>  <p style="text-align: center;">&lt; 配置図 &gt;                      &lt; 断面図 &gt;</p>	<p>(d) 地下車庫で、車庫上部の外壁後退線と敷地境界線の間に植栽したもの。ただし、宅地地盤面より地下車庫が突出しないものに限る。【図5参照】</p> <p>※ 当該緩和は建築基準法と取り扱いが異なります。また当該外壁後退の緩和部分であっても、建築面積及び床面積の算定方法は、建築基準法による算定方法と同様に行います。</p>  <p style="text-align: center;">&lt; 配置図 &gt;                      &lt; 断面図 &gt;</p>
<p><b>【図4】地下車庫の緩和</b></p>	<p><b>【図5】地下車庫の緩和</b></p>
<p>(e) その他の緩和規定（山手風致特別地区内、既存狭小敷地、不整形敷地等）の適用については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p>	<p>(e) その他の緩和規定（山手風致特別地区内、既存狭小敷地、不整形敷地等）の適用については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p>
<p><b>(I) 高さ</b></p>	<p><b>(I) 高さ</b></p>
<p>風致地区の種別ごとに表1(I)の高さが適用されます。また、その算定方法は、建築基準法による算定方法と同様です。緩和規定の適用については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p>	<p>風致地区の種別ごとに表1(I)の高さが適用されます。また、その算定方法は、建築基準法による算定方法と同様です。緩和規定の適用については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p>
	 <p style="text-align: center;"><b>【図6】太陽光発電設備等を設置した建築物における高さの緩和のイメージ</b></p>
<p><b>(A) 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差の限度</b></p>	<p><b>(A) 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差の限度</b></p>
<p>斜面地等、敷地に高低差がある場合は、表1(A)の建築物の周囲の地面と接する高低差の限度以下とする必要があります。【図5参照】また、同一敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物ごとの適用となります。緩和規定の適用については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p>	<p>斜面地等、敷地に高低差がある場合は、表1(A)の建築物の周囲の地面と接する高低差の限度以下とする必要があります。【図7参照】また、同一敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物ごとの適用となります。緩和規定の適用については、風致地区条例審査基準を参照ください。</p>
 <p style="text-align: center;"><b>【図5】周囲の地面と接する位置の高低差の限度</b></p>	 <p style="text-align: center;"><b>【図7】周囲の地面と接する位置の高低差の限度</b></p>
<p>(B) 略</p>	<p>(B) 略</p>
<p>(C) 略</p>	<p>(C) 略</p>

旧		新	
ウ 必要書類（正副各1部、計2部） <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書（第1号様式）</li> <li>・建築物設計書（第2号様式）</li> <li>・添付図面</li> </ul>		ウ 必要書類（正副各1部、計2部） <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書（第1号様式）</li> <li>・建築物設計書（第2号様式）</li> <li>・添付図書</li> </ul>	
図面の種類	明示すべき事項	図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置（2階及び外壁後退線も記入）、敷地の接する道路の位置及び幅員、道路その他の敷地境界の後退距離の限度の線及び最短距離、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置（2階及び外壁後退線も記入）、敷地の接する道路の位置及び幅員、道路その他の敷地境界の後退距離の限度の線及び最短距離、既存の木竹の位置並びに植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）
各階平面図	縮尺、方位及び間取り（増改築の場合は該当の部分を赤で囲んで明示してください）	各階平面図	縮尺、方位及び間取り（増改築の場合は該当の部分を赤で囲んで明示してください）
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
立面図	4面以上、縮尺、開口部の位置、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ（増改築の場合は該当の部分を赤で囲んで明示してください）	立面図	4面以上、縮尺、開口部の位置、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ（増改築の場合は該当の部分を赤で囲んで明示してください）
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算定するための算式	地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算定するための算式
仕上表	建築物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名（立面図に記入しても可）	仕上表	建築物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名（立面図に記入しても可）
委任状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	委任状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等
		その他	■太陽光発電設備等を設置した建築物における建蔽率又は高さの緩和を受ける場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等並びに太陽光発電設備等の設置に伴う目隠し及び架台等の設置により、敷地境界線等を超える範囲で、法第56条の2（第3項を除く。）の規定による時間以上日影となる部分が増大しないことを確認できる資料</li> <li>・近隣住民等に対する周知や協議等を行ったことが確認できる書類（議事録等）</li> <li>・周辺への光害に対する措置が確認できる書類等</li> </ul>

旧	新																																																												
<p><b>(2) 工作物の新築等</b></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 必要書類 (正副 各1部、計2部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書 (第1号様式)</li> <li>・工作物設計書 (第3号様式)</li> <li>・添付<b>図面</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)</td> </tr> <tr> <td>平面図又は横断面図</td> <td>縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td> </tr> <tr> <td>側断面図又は縦断面図</td> <td>縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td> </tr> <tr> <td>仕上表</td> <td>工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 (宅地の造成等)</b></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 必要書類 (正副 各1部、計2部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書 (第1号様式)</li> <li>・宅地の造成等設計書 (第5号様式)</li> <li>・添付<b>図面</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>求積図</td> <td>宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式</td> </tr> <tr> <td>現況図</td> <td>縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画図</td> <td>縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置及び植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)</td> </tr> <tr> <td>造成計画平面図</td> <td>縮尺、方位、切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線</td> </tr> <tr> <td>造成計画断面図</td> <td>縮尺及び切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする前後の地盤面 (現況と計画を対比出来るよう)</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td> </tr> </tbody> </table>	図面の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)	平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法	側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法	仕上表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名	委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	図面の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	求積図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式	現況図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形	土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置及び植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)	造成計画平面図	縮尺、方位、切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線	造成計画断面図	縮尺及び切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする前後の地盤面 (現況と計画を対比出来るよう)	委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	<p><b>(2) 工作物の新築等</b></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 必要書類 (正副 各1部、計2部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書 (第1号様式)</li> <li>・工作物設計書 (第3号様式)</li> <li>・添付<b>図書</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図書の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)</td> </tr> <tr> <td>平面図又は横断面図</td> <td>縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td> </tr> <tr> <td>側断面図又は縦断面図</td> <td>縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法</td> </tr> <tr> <td>仕上表</td> <td>工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 (宅地の造成等)</b></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 必要書類 (正副 各1部、計2部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書 (第1号様式)</li> <li>・宅地の造成等設計書 (第5号様式)</li> <li>・添付<b>図書</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図書の種類</th> <th>明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>求積図</td> <td>宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式</td> </tr> <tr> <td>現況図</td> <td>縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画図</td> <td>縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置及び植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)</td> </tr> <tr> <td>造成計画平面図</td> <td>縮尺、方位、切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線</td> </tr> <tr> <td>造成計画断面図</td> <td>縮尺及び切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする前後の地盤面 (現況と計画を対比出来るよう)</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)	平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法	側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法	仕上表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名	委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	図書の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	求積図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式	現況図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形	土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置及び植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)	造成計画平面図	縮尺、方位、切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線	造成計画断面図	縮尺及び切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする前後の地盤面 (現況と計画を対比出来るよう)	委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等
図面の種類	明示すべき事項																																																												
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																																												
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)																																																												
平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法																																																												
側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法																																																												
仕上表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名																																																												
委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																																												
図面の種類	明示すべき事項																																																												
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																																												
求積図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式																																																												
現況図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形																																																												
土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置及び植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)																																																												
造成計画平面図	縮尺、方位、切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線																																																												
造成計画断面図	縮尺及び切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする前後の地盤面 (現況と計画を対比出来るよう)																																																												
委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																																												
図書の種類	明示すべき事項																																																												
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																																												
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、工作物の位置、申請等に係る工作物と他の建築物及び工作物との別、土地の高低、申請等に係る工作物の各部分の高さ、既存の木竹の位置並びに植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)																																																												
平面図又は横断面図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法																																																												
側断面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法																																																												
仕上表	工作物の外部の仕上げに用いる材料の種別、仕様及び色名																																																												
委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																																												
図書の種類	明示すべき事項																																																												
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																																																												
求積図	宅地の造成等に係る土地の区域の面積の求積に必要な区域の各部分の寸法及び算式																																																												
現況図	縮尺、方位、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形																																																												
土地利用計画図	縮尺、方位、土地利用、宅地の造成等に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置及び植栽計画 (木竹の位置、樹種、樹高及び本数)																																																												
造成計画平面図	縮尺、方位、切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする土地の部分及び宅地の造成等に係る土地の区域の境界線																																																												
造成計画断面図	縮尺及び切土 (黄) 又は盛土 (赤) をする前後の地盤面 (現況と計画を対比出来るよう)																																																												
委任状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																																																												

旧	新																				
<p><b>(4) 木竹の伐採</b></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 必要書類 (正副 各1部、計2部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書 (第1号様式)</li> <li>・木竹伐採設計書 (第7号様式)</li> <li>・添付<b>図面</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">図面の種類</th> <th style="text-align: center;">明 示 す べ き 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>現 況 図</td> <td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形</td> </tr> <tr> <td>計画平面図</td> <td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画 (木地の位置、樹種、樹高及び本数)</td> </tr> <tr> <td>委 任 状</td> <td>(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(5) その他の行為について</b></p> <p>「建築物等の色彩の変更」「水面の埋立て又は干拓」「土石の類の採取」「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」の場合においても、それぞれ許可基準と申請に必要な添付<b>図面</b>が風致地区条例で定められていますので、事前にご相談ください。</p>	図面の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形	計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画 (木地の位置、樹種、樹高及び本数)	委 任 状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等	<p><b>(4) 木竹の伐採</b></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 必要書類 (正副 各1部、計2部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為申請書 (第1号様式)</li> <li>・木竹伐採設計書 (第7号様式)</li> <li>・添付<b>図書</b></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">図書の種類</th> <th style="text-align: center;">明 示 す べ き 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付近見取図</td> <td>方位、行為地、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td>現 況 図</td> <td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形</td> </tr> <tr> <td>計画平面図</td> <td>縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画 (木地の位置、樹種、樹高及び本数)</td> </tr> <tr> <td>委 任 状</td> <td>(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(5) その他の行為について</b></p> <p>「建築物等の色彩の変更」「水面の埋立て又は干拓」「土石の類の採取」「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」の場合においても、それぞれ許可基準と申請に必要な添付<b>図書</b>が風致地区条例で定められていますので、事前にご相談ください。</p>	図書の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物	現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形	計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画 (木地の位置、樹種、樹高及び本数)	委 任 状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等
図面の種類	明 示 す べ き 事 項																				
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																				
現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形																				
計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画 (木地の位置、樹種、樹高及び本数)																				
委 任 状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																				
図書の種類	明 示 す べ き 事 項																				
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物																				
現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示) 及び地形																				
計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線 (赤枠で明示)、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画 (木地の位置、樹種、樹高及び本数)																				
委 任 状	(代理人をたてる場合) 申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等																				

旧

新



【お問い合わせ先】

◆ 横浜市 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 ◆

• 電 話：045-671-4526

• FAX：045-550-3513

• URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/huuti/>

【お問い合わせ先】

◆ 横浜市 建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 ◆

• 電 話：045-671-4526

• MAIL：[kc-fuchi@city.yokohama.lg.jp](mailto:kc-fuchi@city.yokohama.lg.jp)

• URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/huuti/>